

第 2 3 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.95」を「100分の6.32」に改める。

第5条中「28,000円」を「29,700円」に改める。

第7条中「100分の1.78」を「100分の1.91」に改める。

第8条中「8,500円」を「9,200円」に改める。

第9条中「100分の1.90」を「100分の1.93」に改める。

第10条中「10,600円」を「10,800円」に改める。

第23条第1号ア中「19,600円」を「20,790円」に改め、同号イ中「5,950円」を「6,440円」に改め、同号ウ中「7,420円」を「7,560円」に改め、同条第2号ア中「14,000円」を「14,850円」に改め、同号イ中「4,250円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「5,300円」を「5,400円」に改め、同条第3号ア中「5,600円」を「5,940円」に改め、同号イ中「1,700円」を「1,840円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「2,160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。